久保田　勝　倉持　裕一　倉本　哲士
河野　宗生　小嶋　誠子　小林　茂
小林　正巳　近藤　忠志　後藤　晶基
後藤　昇　後藤　正明　齊藤　正志
酒井　義明　阪上　光正　榊田　武夫
榊原　武志　坂本　幸隆　佐々木　巖
佐々木正夫　笹原　忠幸　佐藤　健
佐藤　廣　澤　正樹　繁田　隆雄
島貫　光子　島袋　護　下谷　和一
白岩　幸　菅野喜平治　杉浦　和之
杉山　欽明　鈴木　一朗　鈴木　里美
鈴木　忠征　鈴木　俊昭　鈴木　利子
鈴木　保夫　鈴木　良治　清野　熊雄
関戸　勇雄　関根　京子　高島　碩男
高田　悦夫　高橋　和夫　高橋　祐一
高見憲太郎　滝口　雅子　竹内　啓二
田中　捷昭　田中　寅男　田中　信子
田中　秀典　田中　正夫　田中　嘉昭
谷口　正　多羅尾　進　佃　常觀
土屋　お磨枝　坪谷　俊昌　寺本　孝義
徳村　正　徳本　光男　豊田　徳良
中田　篤彦　中西　貞夫　中村　清
中山　博義　奈良　和子　西野　忠夫
西村　統兆　丹羽　龍美　野口　雄三
野地　實　野尻　和孝　野田　和義
橋本　忠久　橋本　英明　林　藤一
林　延昭　葉山　公久　半澤　健二
馬場園益男　平川　昇　平田　剛
平塚美枝子　深野　一郎　福田　海朗
福本　郁榮　藤田　剛　藤原マサ子
古谷　信一　町田たか子　松村　香
丸山　一衛　水戸　弘一　嶺岸　旭
已野　正義　宮入　久　宮城　克松
村上　順治　村松　忠夫　本仲　勉
百瀬　壽彦　矢後　浩　八代　育郎
八橋　政勝　柳田　正子　矢原　大和
屋富祖幸榮　山岸　巖　山中　道博
山根　貞治　山本　知央　百合岡孝夫
横田　昇　吉岡　弘海　吉田　信
渡邉　富夫

瑞宝双光章を授ける（各通）

今井　吉之　宇佐美隆子　川村忠一郎
小林　四郎　月村　直子　出口　芳伸
西村　孝義　三宅　一弘

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月一日）

皇室事項

御答信

天皇陛下から六月二十六日ジブチ大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、七月十四日御答信があった。

天皇陛下から六月二十六日セーシェル大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、七月十七日御答信があった。

天皇陛下から六月十一日フィリピン大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、七月二十一日御答信があった。

御答電

天皇陛下から令和七年十二月十七日カタール首長殿下へ発せられた御祝電に対し、七月二十一日御答電があった。

天皇陛下から六月十五日エジプト大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、七月二十九日御答電があった。

天皇陛下から六月十二日英国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、七月二十九日御答電があった。

天皇陛下から六月十二日タイ国王陛下へ発せられた御弔電に対し、七月三十一日御答電があった。

官庁報告

官庁事項

登録低引火点燃料船学科講習実施機関の登録

船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第77条の６の22及び第77条の６の23の規定に基づき、下記の者を登録低引火点燃料船学科講習実施機関として登録したので、同規則第77条の６の26において準用する第77条の６の16の規定に基づき公示する。

令和８年８月19日

国土交通大臣　金子　恭之

１．登録年月日及び登録番号

令和８年７月30日

登録低引火点燃料船学科講習実施機関第２号

２．登録低引火点燃料船学科講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

川崎汽船株式会社

東京都千代田区内幸町二丁目１番１号

取締役代表執行役社長　五十嵐武宣

３．登録低引火点燃料船学科講習事務を行う事務所の名称及び所在地

川崎汽船研修所

東京都町田市成瀬６丁目８－43

４．登録低引火点燃料船学科講習事務を開始する日

令和８年７月１日

登録低引火点燃料船安全担当者講習実施機関の登録

船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号）第91条の２及び第91条の３の規定に基づき、下記の者を登録低引火点燃料船安全担当者講習実施機関として登録したので、同規則第91条の６の規定により準用する第91条の規定に基づき公示する。

令和８年８月19日

国土交通大臣　金子　恭之

１．登録年月日及び登録番号

令和８年７月30日

登録低引火点燃料船安全担当者講習実施機関第２号

２．登録低引火点燃料船安全担当者講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

川崎汽船株式会社

東京都千代田区内幸町二丁目１番１号

取締役代表執行役社長　五十嵐武宣

３．登録低引火点燃料船安全担当者講習事務を行う事務所の名称及び所在地

川崎汽船研修所

東京都町田市成瀬６丁目８－43

４．登録低引火点燃料船安全担当者講習事務を開始する日

令和８年７月１日

○内閣府公告（中央労働委員会の委員の候補者の推薦）第１号

中央労働委員会の委員の任期が令和九年一月二十六日をもって満了するため、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第十九条の三第二項及び労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十条第一項の規定により、中央労働委員会の委員の候補者の推薦を求めるものとし、推薦に係る手続を次のように定めたので、同条第二項の規定に基づき公告する。

令和八年八月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

1　労働組合法施行令第二十条第一項の使用者を代表する委員の候補者の推薦に係る提出書類

一　別記様式一の推薦書

二　被推薦者の履歴書二部

三　中央労働委員会の委員に就任することについての被推薦者の内諾書

2　労働組合法施行令第二十条第一項の労働者を代表する委員の候補者の推薦に係る提出書類

一　別記様式二の推薦書

二　被推薦者の履歴書二部

三　中央労働委員会の委員に就任することについての被推薦者の内諾書

四　推薦に係る労働組合が労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の中央労働委員会の証明書

3　推薦書類の提出期限

令和八年九月三十日

4　推薦書類の提出先

厚生労働省労働基準局労働関係法課

（〒一〇〇－八九一六　東京都千代田区霞が関一－二－二中央合同庁舎第五号館）

別記様式一

令和８年　月　日

内閣総理大臣　高市　早苗　殿

組織名

代表者名

中央労働委員会の使用者を代表する委員の候補者の推薦について

労働組合法第19条の３第２項及び労働組合法施行令第20条第１項の規定による中央労働委員会の委員の候補者の推薦の求めに応じ、使用者を代表する委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

氏名	年齢	現職	略歴	備考

（注）備考欄に「一般企業担当委員」又は「行政執行法人担当委員」の別を記載すること。

なお、「一般企業担当委員」とは、労働組合法第19条の３第２項に規定する「使用者委員のうち４人」の委員以外の委員をいい、「行政執行法人担当委員」とは、「使用者委員のうち４人」の委員をいう。